

都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

受付・終結事件の概要（平成29年7月～9月）

1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
福島県 平成29年(調)第1号事件	工場からの悪臭・低周波音・振動・騒音被害防止及び損害賠償請求事件	29.8.22
栃木県 平成29年(調)第1号事件	自動車板金塗装悪臭・騒音被害防止請求事件	29.8.25
長野県 平成29年(調)第1号事件	ネオニコチノイド系殺虫剤の空中散布中止請求事件	29.8.24
静岡県 平成29年(調)第2号事件	冷却塔からの騒音被害防止請求事件	29.8.23
広島県 平成29年(調)第1号事件	自動車部品製造工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	29.9.5

2. 終結事件

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
福島県 平成28年(調)第1号事件 [事業場からの騒音・粉じん被害等防止請求事件]	福島県 住民1人	建築材料 卸売業者	平成28年10月4日受付 被申請人会社は建築材料卸売業（砂利、碎石、土・砂卸売業）を営んでおり、そこから発生する騒音、粉じん等により、申請人は心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人は、①毎日発生する騒音を減少させるために防音壁を設置すること、②排気ガスを発生させる他社のダンプカーを他の場所に移動させること、③土砂ぼこりを減少させるために、水撒き等の徹底（市道への出入口も含む）を行うこと。	平成29年7月6日 調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた後、申請人及び被申請人に対し、調停案の受諾勧告を行ったところ、申請人より調停案を受諾しない旨の回答があったため、調停が打ち切られたものとみなし、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
千葉県 平成28年(調) 第1号事件 [産業廃棄物処理施設における運用改善等請求事件]	千葉県 住民29人	千葉県 (代表者知事)	平成28年7月20日受付 施設の稼働等により化学物質が発生し、周辺の住民に様々な健康被害が生じていることから被申請人A社に対し施設の改善を求めたが、十分な対策が施されておらず、また、被申請人千葉県の被申請人A社に対する指導が不十分であり、状況が改善されていない。よって、被申請人千葉県は、本件施設内及び周辺施設のVOCの分析調査を実施の上、被申請人A社を指導すること。	平成29年9月12日 調停打切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
千葉県 平成29年(調) 第1号事件 [トラクタ振動等被害防止等請求事件]	千葉県 住民1人	千葉県 住民3人	平成29年2月13日受付 被申請人らは、申請人住所西側に隣接する畑で大型トラクタを稼働させており、その振動・騒音によって、申請人の身体及び居住家屋等に被害が生じている。よって、被申請人らは、①損害に対する金員を支払うこと、②公害に係る畑において、公害発生原因となる事業活動を停止すること。	平成29年7月18日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
富山県 平成29年(調) 第1号事件 [店舗からの騒音・低周波音被害損害賠償請求事件]	富山県 住民1人	酒・釣り具店	平成29年1月10日受付 被申請人店舗からの業務用冷蔵庫、一階の空調室外機及び屋上の空調室外機からの騒音・低周波音、被申請人及びその家族、来客及び業者が車・トラックのドアを閉める音、深夜・早朝の来客の車のエンジン音及び話し声、来客の改造車のマフラー音による騒音により、身体・精神的苦痛を受けており、生活が困難になった。よって、被申請人は、申請人の居住地の土地・建物を買取り、その買取り費用、引越費用、諸経費として申請人に合計1,000万円を支払うこと。	平成29年9月7日 調停打切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
静岡県 平成28年(調) 第3号事件 [工場からの騒音被害防止請求事件]	静岡県 住民1人	工作所	平成28年9月21日受付 工場内の騒音により、家の2部屋が使用できず、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①工場での作業音がうるさいため、扉、通用口、窓を閉めること、②騒音が軽減されるよう、申請人宅に二重サッシの設置若しくは、集じん機の周りに防音壁を設置すること。	平成29年9月28日 調停成立 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
愛知県 平成28年(調) 第1号事件 [工場からの騒音・粉じん被害防止請求事件]	愛知県 住民3人	鬼瓦製造販売会社	平成28年8月8日受付 被申請人の工場から発生する騒音・粉じんにより、日中、コンプレッサーのブーンという音や金属音、フォークリフト音が気になり、読書に集中できない、昼寝ができない、次女は頻繁に頭痛や頭の重みを感じており、また3人とも騒音によるストレスに悩まされ、神経過敏、集中力がなくなるなどの症状に悩まされている、騒音を避けるため、一年中24時間窓を全て閉め切って過ごしており、また、換気口に防音素材を詰めるなど防音対策を講じており、次女の部屋のサッシを二重窓にし、40万円の費用を要した、外に洗濯物や布団が干せない、窓ガラスや車がすぐに粉じんできるといった被害を受けている。よって、被申請人は、防音壁を設置する、粉じんを減少させる対策を採る等、騒音・粉じんを可能な限り低減する対策を講じること。	平成29年8月8日 調停成立 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
三重県 平成29年(調) 第2号事件 [金属加工場からの騒音・振動被害防止請求事件]	三重県 住民1人	金属加工会社	平成29年2月21日受付 被申請人が金属加工業を始めたことで、その操業騒音と振動に悩まされ、我慢することによる精神的ストレスが続いている。よって、被申請人は、①移転すること、それが不可能な場合、騒音・振動の改善を徹底すること、②一時的な対処ではなく、日々改善に取り組むこと、③申請人が騒音・振動に対して不快を感じることなく日常生活を送れるレベルにすること。	平成29年8月23日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>滋賀県 平成29年(調) 第3号事件 平成29年(調) 第4号事件 (参加) 平成29年(調) 第5号事件 (参加)</p> <p>[産業廃棄物の 投棄による水質 汚濁等のおそれ 公害対策等請求 事件]</p>	<p>(29-3号事件) 宗教法人 農業法人 (29-4号事件) 滋賀県 住民1人 (29-5号事件) 滋賀県 住民1人</p>	<p>滋賀県(代 表者知事) 産業廃棄 物処理業 者2社 滋賀県 住民1名</p>	<p>(29-3号事件) 平成29年4月4日受付 (29-4号事件) 平成29年5月17日受付 (29-5号事件) 平成29年6月7日受付</p> <p>被申請人A社らによる産業廃棄物投棄により岩石採取場において有害な汚染物質が発生する可能性が高く、その場合、岩石採取場内の水路の下流域で農業を営む申請人農業法人に被害が生じ、また、そこで収穫された農作物を食する申請人宗教法人の信者及び職員らの健康に被害が生じるおそれがある。よって、①被申請人A社らは、岩石採取場跡地、周辺土地及び水路等に集積された廃棄物又は廃棄物であると疑われる物を収去し、周辺に被害が及ぶことがないように必要な措置を講じること、②被申請人滋賀県は被申請人A社らに対し、これらを収去させる等、必要な措置を講じること、③被申請人滋賀県は、被申請人A社らの事務所等に立入り、必要な調査、検査及び監視・監督を行うこと、④被申請人A社は、跡地整備の計画を申請人らに開示し、申請人らと協議のうえ同意を得ること、⑤被申請人A社らは、申請人が求めるときは、収去及び跡地整備の進捗状況を報告し、申請人が立入検査を行うことを認めること、⑥被申請人A社らは、本件土地において、廃棄物等の保管、中間処理及び最終処分、並びに同土地への又は同土地からの廃棄物等の運搬を行ってはならないこと、⑦被申請人滋賀県は、被申請人A社らに対し、これらを行わせないようにすること、⑧被申請人滋賀県は、本件土地における産業廃棄物処理施設設置の許可をしてはならないこと、⑨被申請人A社らは、廃棄物等の運搬のために林道の一部を通行してはならないこと、⑩被申請人滋賀県は、廃棄物等の運搬のために林道の一部を通行させないようにすること。</p>	<p>平成29年9月21日 調停打切り</p> <p>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>大阪府 平成29年(調) 第2号事件</p> <p>[立体駐車場からの騒音・振動のおそれ公害防止請求事件]</p>	<p>大阪府 住民37人</p>	<p>不動産会社 設計会社</p>	<p>平成29年2月24日受付</p> <p>申請人らは、本件マンション建設予定地周辺に居住しており、本件マンション工事中に発生する騒音・振動、隣地境界線に近接して設置される機械式駐車場が発生する騒音・振動により、精神的苦痛を受け通常の生活に影響するおそれがある。よって、被申請人Aは、機械式駐車場の操業に当たり、全日特に午後10時から翌午前6時までの操作時警報音の軽減措置を採らなければならない。被申請人らは、①機械式駐車場の騒音について規制基準内にとどまる駐車場設置場所の見直しや、より低騒音の機種を選定等の対策を講じなければならない、②機械式駐車場の振動についてこれを軽減する措置を採らなければならない、③機械式駐車場へ駐車する際の排気ガスについて、隣地に被害が及ばないように設置位置を見直すか、隣地に直接排気ガスが流入しないよう対策を講じなければならない、④騒音のみならず、機械式駐車場が北側隣地に与える圧迫感や日照の侵害は甚大であるため、機械式駐車場の設置位置や地上部の段数を見直さなければならない。被申請人らは、上記措置を採らない場合は、平面駐車場に計画を変更すること。被申請人Aは、①マンション建設工事中に発生する騒音・振動について規制基準内にとどまるよう対策を講じなければならない、②工事に先立ち住民と工事協定を結び、これを遵守しなければならない、③本件調停中はマンションの建設工事を行ってはならない、④マンション建設工事中であっても上記措置を採らない場合は、工事を中断せねばならない。</p>	<p>平成29年8月1日 一部調停申請取下げ 平成29年8月9日 一部調停成立</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。なお、申請人10人については、都合により、調停申請を取下げた。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>兵庫県 平成28年(調) 第2号事件</p> <p>[排気口悪臭防 止対策請求事 件]</p>	<p>兵庫県 住民1人</p>	<p>兵庫県 住民2人</p>	<p>平成28年9月5日受付</p> <p>被申請人宅の排気口より発生 する悪臭により、精神的苦痛、 身体への影響が生じている。 よって、被申請人らは、被申 請人ら自宅建物の西側壁面に ある排気口に、申請人の費用 負担において、排気筒等の補 助器具を設置することによっ て、排気場所を屋根以上の高 い位置に変更することにより、 申請人宅に直接悪臭を伴う排 気が流れ込むことがないよう 防止措置を講じること。</p>	<p>平成29年7月6日 調停申請取下げ</p> <p>申請人は、都合により、 調停申請を取り下げたた め、本件は終結した。</p>
<p>兵庫県 平成28年(調) 第3号事件</p> <p>[兵庫県立高等 学校野球部騒音 防止対策等請求 事件]</p>	<p>兵庫県 住民1人</p>	<p>兵庫県(代 表者知事)</p>	<p>平成28年9月15日受付</p> <p>県立A高等学校野球部から発 生される騒音により、長年にお いて精神的苦痛を受けている。 よって、県立A高等学校は、 ①野球部の練習に使われる バッティングケージを現在 あるグラウンド東部から北西 部へ移転すること、②バッテ ィングケージ以外で行われる バッティング練習もグラウン ド北西部で行うようにするこ と、③それ以外によって生じ る騒音も騒音規制基準値内に 抑えるよう尽力すること、ま た、低周波音を発生させる機 器を極力持ち込まず、設置し ないこと、④野球の硬式球が 申請人の住所地に飛び込まな いよう防護ネットを高くする こと、⑤校長は責任をもって 部下及び生徒に接し、管理す ること。</p>	<p>平成29年7月3日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、5回の調 停期日の開催等手続を進 めたが、合意が成立する 見込みがないと判断し、 調停を打ち切り、本件は 終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>奈良県 平成28年(調) 第1号事件</p> <p>[薪風呂及び薪ストーブからの排煙による悪臭被害防止等請求事件]</p>	<p>奈良県 住民1人</p>	<p>宗教法人</p>	<p>平成28年2月19日受付</p> <p>申請人は昭和44年10月から現住所に居住しており、被申請人は昭和46年頃に申請人宅の北側に薪風呂を作り、平成26年頃に薪ストーブを設置した。薪風呂と薪ストーブ、野焼きからの排煙により自宅の洗濯物に塩化ビニールを焦がしたような悪臭が付着して困っており、また、申請人は被申請人が発生させた煙により、抑鬱神経症になり、不眠、咳、頭痛等がでて、体調を崩し、治療のために病院で睡眠導入剤、精神安定剤等を処方された。よって、被申請人は申請人に対し、①損害賠償として金100万円を支払うこと、②薪ストーブを撤去して灯油ストーブを設置すること、③薪風呂を撤去してLPガス使用の風呂を設置すること、④野焼きをやめること。</p>	<p>平成29年7月5日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
香川県 平成29年(調) 第1号事件 [土地開発に伴う災害防止対策の実施等請求事件]	香川県 住民1人	不動産会社2社	平成29年6月21日受付 被申請人らは、申請人に無断で土地開発許可を得て、土地開発事業を行い、申請人の土地を不法に侵奪して損害を与え、更に、隣接している申請人の土地に、将来発生するであろう土地崩落により、地盤沈下、水質汚濁、土壌汚染等による損害を及ぼすおそれがある。よって、被申請人らは、①土地開発事業として申請人に無断で掘削ないし盛土をして侵奪している土地を原状に回復すること、②隣接する申請人の土地に対し、大雨、長雨、地震等により土地が崩落し、地盤が沈下し、もしくは崩落による土砂が申請人所有地に流入しないよう、境界線上に擁壁等の専門的知見に基づく災害防止に必要な対策をとること、③大雨時には沈砂池の容量不足のため雨水が大量にあふれ出し、斜面の土砂とともに泥流となって農業用水路に流入して水質を汚濁し、更には申請人所有の田に泥流が流入して田の土壌を汚染することのないような防災施設を作ること。	平成29年7月11日 調停申請却下 調停委員会は、本申請は、「公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争」が生じた場合には当たらないことから、公害紛争処理法第26条第1項に基づく調停申請として不適法なものであり、かつ、その欠陥は補正することができないものと認められるため、本件申請を却下することとし、本件は終結した。
熊本県 平成28年(調) 第1号事件 [マンションからの音楽による低周波音被害防止請求事件]	熊本県 住民1人	熊本県 住民1人	平成28年12月1日受付 申請人は、隣接マンションの一室からの重低音の音楽による低周波音により、頭痛、不眠、動悸、圧迫感などの症状が続き、心療内科において自律神経失調症と診断された。よって、被申請人は、夜間(23時～6時)の音楽を消すこと。	平成29年9月14日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として平成29年7月1日から平成29年9月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。